

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づく移動等円滑化取組計画書

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <p>当社が保有する車両を、順次ユニバーサルデザインタクシーに更新する。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <p>予約時の利便性向上を図るため、配車アプリの広報に努める。</p> <p>ユニバーサルデザインタクシーについて、実車研修を定期的実施する。</p>

II 移動等円滑化に関する措置

①旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	当社が保有する車両を、順次ユニバーサルデザインタクシーに置き換える。

②高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の研修	乗務員に対し、定期的にユニバーサルデザインタクシーについての実車研修を実施する。

③高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ウェブサイトによるタクシー利用方法の周知	自社ウェブサイトにて、タクシー利用方法に関する案内を充実させる。 (電話予約先・配車アプリ案内・Q&A コーナーの掲載等)

④移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子使用者の乗降支援の実技研修の実施	ユニバーサルデザインタクシーの乗務員を対象に、車椅子使用者の乗降支援の実技研修を定期的実施する。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

ウェブサイトや電話等で寄せられるお客様のご意見を社内で共有するとともに、そのご意見を参考に取組の改善に活用する。 担当部署を中心に確認と評価を実施する。
